

議案第81号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の2各号列記以外の部分及び同条第1号中「公園施設」の次に「、新嵐山スカイパーク」を加える。

別表第1に次のように加える。

新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキー場、キャンプ場、展望台
-----------	---	-----------------------

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（芽室町新嵐山スカイパーク設置条例及び芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年芽室町条例第48号）
- （2） 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年芽室町条例第35号）

説 明

新嵐山スカイパークの都市公園編入に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行						
<p>(管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設、新嵐山スカイパーク及びパークゴルフ場（美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。）の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設、新嵐山スカイパーク及びパークゴルフ場の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設及びパークゴルフ場（美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。）の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設及びパークゴルフ場の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>						
一略一	一略一						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">南町緑地</td> <td style="width: 55%;">芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12</td> <td style="width: 30%;">広場</td> </tr> </table>	南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">南町緑地</td> <td style="width: 55%;">芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12</td> <td style="width: 30%;">広場</td> </tr> </table>	南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場
南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場					
南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新嵐山スカイパーク</td> <td style="width: 55%;">芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地</td> <td style="width: 30%;">広場、休憩舎、スキ</td> </tr> </table>	新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキ				
新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキ					

改正案		現 行
	<p>一場、 キャン プ場、 展望台</p>	
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(芽室町新嵐山スカイパーク設置条例及び芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の廃止)</u> 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) <u>芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年芽室町条例第48号）</u> (2) <u>芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年芽室町条例第35号）</u></p>		